

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

鯖江市(以下「甲」という。)と一般社団法人福井県資源循環協会(以下「乙」という。)とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鯖江市内において災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 廃棄物 基本法昭和36年法律第223号第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理 散去、収集、運搬、分別及び処分のこととす。

(協力体制)

第3条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協定の内容について協議し、実効性のある協力体制を構築するものとする。

2 乙は、災害時ににおいて、円滑に協力することができるよう、平時時から協力体制の整備に努めることとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、災害時に協力可能な会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、その数値等についてあらかじめ甲と共有するものとする。

(連絡体制)

第4条 甲と乙は、あらかじめこの協定に関する連絡体制を定めるものとする。

(協力要請)

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理及び処理に伴い必要な事項について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 灾害廃棄物処理の場所
- (3) 灾害廃棄物処理の内容
- (4) 灾害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(協定の効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年延長されたものとし、以後の期間につけてもまた同様とする。

2 甲が緊急に協定に対する異議申立てをした場合は、申し立ての日から1月後に協定の解除ができるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自1通を保有する。

令和6年8月21日

甲 鯖江市西山町13番1号

鯖江市長

乙 福井県福井市米松2丁目24番20号
一般社団法人 福井県資源循環協会
会長

佐々木勝久

(災害廃棄物の報告)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。2 乙は、希災後、速やかに協力可能な会員等が保有する人員、車両及び資機材の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、災害時に、乙に次に掲げる事項に留意し、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理を実施した場合に、当該災害により発生した廃棄物の処理について、甲の指示に従い、

2 次の各号に掲げる事項に留意し、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

3 (1) 第三者に損害を与さないよう特段の注意を払うこと。
(2) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
(3) 関係法令を遵守すること。
(4) 処理量の経減及び処理期間縮約のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、分別に努めること。

- (災害廃棄物の処理)
- 第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、
2 次の各号に掲げる事項に留意し、災害廃棄物の処理を実施するものとする。
- (1) 第三者に損害を与さないよう特段の注意を払うこと。
(2) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
(3) 関係法令を遵守すること。
(4) 処理量の経減及び処理期間縮約のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、分別に努めること。
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第10条 甲は、この協定に基づき、第5条第1項の規定により要請に要した経費について負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前の平常時における賃金水準等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理について前条の承認を得た後、甲に対し前2項に規定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第11条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかる場合の災害補償につけては、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては市民生活部環境政策課、乙においては事務局とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に際し定めがない事項、又は疑義が生じたときについては、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。